

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二七五)
- 電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二七六)
- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二七七)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令 (二七八)
- 自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (二七九)

〔省 令〕

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令 (総務六七)
- 職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働九六)

- 自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令 (環境二五)

〔告 示〕

- ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件 (国家公安委三七七)
- 駆動補助機付自転車型式認定番号を指定した件 (同三八)
- 普通自転車の型式認定番号を指定した件 (同三九)
- 原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件 (同四〇)
- 開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件 (総務二六七)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 (同五五)
- 政治資金適正化委五四
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 (同五五)
- 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (厚生労働三二一)
- 厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件 (同三二二)
- 水路測量の実施に関する件 (海上保安庁九四、九五)
- 海上における空対空射撃訓練を実施する件 (防衛一四三、一四六)
- 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件 (同一四七)

- 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一四八)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一四九)

〔人事異動〕

法務省

〔官庁報告〕

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第二七五号) (総務省)

電波法の一部を改正する法律 (平成二六年法律第六三号) 附則第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年九月一日とすることとした。

電気通信事業法の一部を改正する法律 (平成二六年法律第六三号) 附則第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年九月一日とすることとした。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第二七六号) (総務省)

1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成一三年法律第一一一号) 第三二条の規定による技術的読替えを整備することとした。(第七七条関係)

2 この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律 (平成二六年法律第六三号) 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二六年九月一日) から施行することとした。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令 (政令第二七八号) (厚生労働省)

一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令関係

1 再生医療等技術の範囲について、細胞加工物を用いる輸血等以外の医療技術とするものとした。(第一条関係)

2 特定細胞加工物の製造の許可等の基準に係る薬事に関する法令の範囲については、大麻取締法等とするものとした。(第三条及び第六条関係)

3 特定細胞加工物の製造の許可等の更新の申請に係る手数料を定めるものとした。(第七七条関係)

電波法施行規則等の一部を改正する省令 (総務六七)

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働九六)

4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行
う調査を受けようとする者が納める手数料を
定めるものとした。(第八条関係)

二 健康保険法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した医療機関や医師等につ
いて、保険医療機関や保険医等としての欠格事
由及び取消事由の対象となる「国民の保健医療
に関する法律」に、再生医療等の安全性の確保
等に関する法律(平成二十六年法律第八五号。以
下「法」という。)を加えるものとした。(附則第
二条関係)

三 児童福祉法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した事業者等の指定拒否や
指定取消しが可能となる対象となる「国民の保
健医療に関する法律」に、法を加えるものとし
た。(附則第三条関係)

四 生活保護法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した指定医療機関等の取消
しが可能となる対象となる「国民の保健医療若
しくは福祉に関する法律」に、法を加えるもの
とした。(附則第四条関係)

五 社会福祉士及び介護福祉士施行令の一部改正
関係
一定の事由に該当した介護福祉士等の登録拒
否や登録の取消しが可能となる対象となる「社
会福祉又は保健医療に関する法律」に、法を加
えるものとした。(附則第五条関係)

六 介護保険法施行令及び健康保険法等の一部を
改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされた介護
保険法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した事業者等の登録拒否や
指定取消しが可能となる対象となる「国民の保
健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加
えるものとした。(附則第六条及び第七条関係)

七 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める
政令の一部改正関係
公益通報者保護法の対象法律に、法を加える
ものとした。(附則第八条関係)

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した指定障害福祉サービス
事業者等について、指定拒否や指定取消しが可
能となる対象となる「国民の保健医療に関する

法律」に、法を加えるものとした。(附則第九条
関係)
九 この政令は、法の施行の日(平成二十六年一
月二五日)から施行するものとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第
二七九号)(防衛省)
1 平成二十六年三月卒業の防衛医科大学卒業生
が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金
額を四、四七〇万円とすることとした。(別表第
一、二関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十五号
電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十六号)附則第一条第二号の規定に
基づき、この政令を制定する。
電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日
とする。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十六号
電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)附則第一条第二号
の規定に基づき、この政令を制定する。
電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年
九月一日とする。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正
する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）
第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項に次の一号を加える。

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第二十六條第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第三十八條に次の一号を加える。

十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第四十二條に次の一号を加える。

十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九條中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二條第一項に規定する再生医療等に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十五條第一項第七号及び第二項第三号に掲げる業務に限ることに限る。）

第五十一條第三号中「審査管理課、安全対策課及び監視指導・麻薬対策課」を「医政局及び他課」に改める。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

政令第二百七十九号

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十九條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十二平成十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十六年三月

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 小野寺五典
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇総務省令第六十七号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一條の十五第一項ただし書中「第三号」の下に、「第五号の二」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 法第三十三條第二項の規定に基づく総務大臣の権限

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の三中「すべて」を「全て」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

第二十四條の三第二号中「年月日」の下に「（この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

第三十二條第十三号中「第二十四條の三」を「第二十四條の三第一項」に改める。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「箇所」の下に「体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所」を加え、（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、当該特定無線設備の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八條の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を自視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付すこととなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第八條の二中「法第三十八條の七第三項」を「法第三十八條の七第四項」に改める。

第二十條第一項第一号中「箇所」の下に「体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備」にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所」を加え、「当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付す場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付す場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八條の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を自視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所）に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第二十七條第一項第一号中「箇所」の下に「体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備」にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所」を加え、「当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付す場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付す場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八條の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を自視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所）に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第三十六條第一項第一号中「箇所」の下に「体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備」にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所」を加え、「当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付す場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付す場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所）に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第四十一條第一項第一号中「箇所」の下に「当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特別特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特別特定無線設備に表示を付す場合」を「特別特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付す場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特別特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八條の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を自視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所）に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

ては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む）の見やすい箇所）に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

様式第七号注1及び様式第十四号注1中「5」
「3」
「4」
「5」
「6」
「7」
「8」
「9」
「10」
「11」
「12」
「13」
「14」
「15」
「16」
「17」
「18」
「19」
「20」
「21」
「22」
「23」
「24」
「25」
「26」
「27」
「28」
「29」
「30」
「31」
「32」
「33」
「34」
「35」
「36」
「37」
「38」
「39」
「40」
「41」
「42」
「43」
「44」
「45」
「46」
「47」
「48」
「49」
「50」
「51」
「52」
「53」
「54」
「55」
「56」
「57」
「58」
「59」
「60」
「61」
「62」
「63」
「64」
「65」
「66」
「67」
「68」
「69」
「70」
「71」
「72」
「73」
「74」
「75」
「76」
「77」
「78」
「79」
「80」
「81」
「82」
「83」
「84」
「85」
「86」
「87」
「88」
「89」
「90」
「91」
「92」
「93」
「94」
「95」
「96」
「97」
「98」
「99」
「100」

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七條の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七條第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年八月八日）
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第十一の五から第十三の四まで、第十四及び第十四の二中機械保全の項を削る。
（職業能力開発促進法第四十七條第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）
（職業能力開発促進法第四十七條第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。）
表知的財産管理の項中「二十二番地一」を「二十三番地三」に改め、同表知的財産管理の項の次に次のように加える。